

第百六十二回国 参議院外交防衛委員会會議録第十三号

平成十七年六月二日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十二日

辞任

岡田 直樹君

白 眞勲君

五月十三日

辞任

西田 吉宏君

家西 悟君

五月十八日

辞任

白 眞勲君

五月十九日

辞任

小川 勝也君

六月二日

辞任

喜納 昌吉君

出席者は左のとおり。

委員長 林 芳正君
理事 浅野 勝人君
三浦 一水君
山本 一太君
齋藤 勁君
榛葉賀津也君

委員

岡田 直樹君
柏村 武昭君
谷川 秀善君
福島啓史郎君

補欠選任

西田 吉宏君

家西 悟君

補欠選任

岡田 直樹君

白 眞勲君

補欠選任

小川 勝也君

補欠選任

白 眞勲君

補欠選任

前川 清成君

国務大臣

外務大臣 町村 信孝君

国務大臣 (防衛庁長官) 大野 功統君

副大臣

防衛庁副長官 今津 寛君

外務副大臣 谷川 秀善君

大臣政務官 柏村 武昭君

防衛庁長官政務官 福島啓史郎君

外務大臣政務官 泊 秀行君

事務局側 常任委員会専門員 大井 篤君

政府参考人 防衛庁防衛参事 飯原 一樹君

官 防衛庁防衛局長 山中 昭栄君

防衛施設庁長官 戸田 量弘君

防衛施設庁施設部長 河野 孝義君

防衛施設庁建設部長 土屋 龍司君

防衛施設庁業務部長 久保 信保君

総務省自治行政局長 久保 信保君

局選挙部長

法務大臣官房司 倉吉 敬君
法制部部長 塩尻孝二郎君

外務大臣官房長 高島 肇久君

外務大臣官房外務報道官 遠藤 善久君

外務大臣官房審議官 西宮 伸一君

外務大臣官房審議官 天野 之弥君

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長 河相 周夫君

外務省北米局長 吉川 元偉君

外務省中東・アフリカ局長 佐藤 重和君

外務省経済協力局長 林 景一君

外務省国際法局長 鹿取 克章君

外務省領事局長 大槻 勝啓君

外務省労働大臣官房審議官

本日の会議に付した案件

○旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

(総理の靖国神社参拝に関する件)

(サンフランシスコ平和条約と東京裁判に関する件)

(東シナ海における資源開発問題に関する件)

(在日米軍再編問題に関する件)

(軍事同盟の現状に関する件)

(沖縄米軍基地問題に関する件)

○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止

し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林芳正君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、喜納昌吉君が委員を辞任され、その補欠として前川清成君が選任されました。

○委員長(林芳正君) 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(林芳正君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

齋藤勁君から発言を求められておりますので、これを許します。齋藤君。

○齋藤勁君 私はただいま可決されました旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党

及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に関して、次の事項を実現するために適切な措置を講ずるべきである。

一 米国が査証免除国に求めている本年十月二十六日のIC旅券の導入期限の延長を米国に強く働きかけること。

二 米国が期限等を変更しない場合、本年十月二十六日以後IC旅券発給開始の日の前日までに発給された旅券を所持する者が、一定の期間内に当該旅券をIC旅券へ切り替える際の手数料については、その減額が行えるよう所要の措置をとること。

右決議する。

以上でございます。

本附帯決議案は、本委員会における旅券法等改正案の審議において、現行旅券の有効期間内に今回の改正により導入されるIC旅券への切替発給を申請する場合における手数料の徴収の在り方について、国民の負担を適正なものとするとの観点から論議されたこと等を踏まえ、本法の施行に関して、政府に対し、適切な措置の実現を求めようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(林芳正君) ただいま齋藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(林芳正君) 全会一致と認めます。よって、齋藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、町村外務大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許します。町村外務大臣。

○国務大臣(町村信孝君) ただいま御決議のありました、IC旅券導入期限の延長に関する米国への働き掛け、米国が期限等を変更しない場合におけるIC旅券への切替えの減額措置につきましては、御決議の趣旨を踏まえつつ、今後とも努力し、所要の措置を講じてまいりたいと思っております。

○委員長(林芳正君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に防衛庁防衛参事官大井篤君、防衛庁防衛局長飯原一樹君、防衛施設庁長官山中昭栄君、防衛施設庁施設部長戸田量弘君、防衛施設庁建設部長河野孝義君、防衛施設庁業務部長土屋龍司君、総務省自治行政局選挙部長久保信保君、法務大臣官房司法法制部長倉吉敬君、外務大臣官房長塩尻孝二郎君、外務大臣官房外務報道官高島肇久君、外務大臣官房審議官遠藤善久君、外務大臣官房審議官西宮伸一君、外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長天野之弥君、外務省北米局長河相周夫君、外務省中東アフリカ局長吉川元偉君、外務省経済協力局長佐藤重和君、外務省国際法局長林景一君、外務省領事局長鹿取克章君及び厚生労働大臣官房審議官大槻勝啓君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山谷えり子君 自由民主党、山谷えり子でございます。ブッシュ大統領は、ヤルタ会談を歴史上最大の誤りと新たな歴史認識を示されました。歴史は、どの時代にさかのぼるか、どの角度から見ると変わってきます。

大平首相は、いわゆるA級戦犯が合祀された後、靖国神社を参拝され、昭和五十四年国会答弁で、A級戦犯あるいは大東亜戦争というものに対する審判は歴史がいたすであろうと言われております。

戦後六十年たつてもまだやけどするほどに熱く難しい問題ではありますが、中国の反日デモ、そして歴史認識を日本の国連安保理常任理事国入り問題にまで絡められている現在、真の日中友好のために、国際社会の中で日本が正しく理解されるために、反省の心を大切に、ここで一度、日本の立場の説明が大切であると考えます。

国立国会図書館調査室が先ごろ十数か国の論調を分析していますが、誤解が非常に多いと感じました。小泉総理は、靖国参拝のたびに過去を反省し、平和への決意を新たにしておられます。しかし、五月六日付けニューヨーク・タイムズは、靖国神社は日本の戦争犯罪人のトップが祭られ、日本のアジア征服が祝われていると、とんでもないことが書かれ、ウォール・ストリート・ジャーナルの論説委員は、私個人は戦没者慰霊の場と知っているが、多くのアメリカ人は靖国神社が戦犯のシンボルと思っていると語っています。世界に誤解が広がっております。

日本国内でも世論が分裂しています。これは事実を押さえ切れないという面も大きいというふうに考えます。信仰の在り方、靖国神社に祭られたみたまを分祀できるのか、御遺骨があつて分骨できるように思っておられる方もおられます。また、二百四十六万六千余柱の御祭神はどのように

祭られているのか説明できない日本人も多いのではないのでしょうか。

そこで、参考人として、学者、神職、海外のジャーナリストなどをこの委員会にお呼びして、一度事実確認をし、神道とは何か、分祀とは何かなどを整理していかかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○委員長(林芳正君) ただいまの件につきまして、後刻理事会で協議いたします。

○山谷えり子君 日本人が理解を深めていかないと中国が誤解するのも無理ありません。真の日中友好のために誤解を正すために国内の思いをまとめていく作業が大事ではないかと思ひますが、外務大臣、この辺りの御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(町村信孝君) ちよつと何を今お聞き合わせになられたのか、ちよつと必ずしもはつきりいたしませんので、ちよつとお答えに窮するのでございます。申し訳ありません。

○山谷えり子君 国内世論が分裂しているのは事実認識においてかなり幅があるというのか、事実認識の、まあ戦後六十年たつておりますので、確認が、それぞれの認識がばらばらであるという、それを、事実を整理していく必要があるのではないかと質問でございます。

○国務大臣(町村信孝君) 何に関する事実認識がばらばらなのか、ちよつと今のお尋ねでもよく分からないのであります。

戦争中のこと、終戦のときのこと、戦後のものもろのいろいろなことについて、確かにいろいろな見方、解釈というものがあるのは事実かなとは思ひます。

○山谷えり子君 ありがとうございます。

五月七日の日中外相会談で、町村大臣は、北京抗日記念館や南京虐殺記念館に事実でない写真が展示してある問題で意見交換をしてくださいました。外相会談の場でこうしたやり取りは初めてと思ひます。多くの国民が真の日中友好のために事実でないものの取り外しを願っている中、ありが

とうございました。今後とも更に進展していくことを期待します。

先日、九十二歳になられる昭和十二年南京で従軍されておられた方から当時の様子をお聞きする機会がありました。南京入城後、十二月二十四日ごろまでその方はいらしたのですが、町は平穏で、印鑑を作ってもらったと、今でもその印鑑を大切にしておられます。

日本では南京事件については果てしない論争が繰り返されております。犠牲者二十万人と言う方もいれば、限りなくゼロと言う学者もおられます。

中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感するという日本側の声明と、おわびの気持ちで日本国民は深く持つております。そしてまた、昭和十二年、十三年に南京におられた方々が真実を求める行動を続けておられるということも事実でございます。

混乱にはいろいろな資料の提出等々の問題もあるかと思いますが、外務省は、事件発生当時の一次資料、それから時間的に遅れるが事件発生現場で作られた関係者の記録、二次資料はどのように、どう保存していられたいと思いますか。

○政府参考人(西宮伸一君) 御指摘の在上海総領事館、広田外務大臣当時のことでございますが、まず、発出した電報につきましては、外交史料館に保存されております。支那事変関係、これ、原語が支那事変と書いてありますのでそのように申し上げますが、支那事変関係百六十三冊ございまして、すべて公開済みでございます。この中にいろいろなものが含まれている可能性があります。

このうち、外交史料館にて昭和十二年十二月十三日から翌昭和十三年二月末までの資料につきまして調査をいたしましたところ、南京駐在のドイツ及びアメリカ等の第三国の大使館の被害の状況、それからこうした被害に対する対処方針、それから第三国船舶の揚子江航行の許可に関するものなど、計十二件が今の申し上げた十二年十二月

十三日から十三年二月末までの資料に含まれておりました。それから、南京入城当時、すなわち昭和十二年の十二月十三日に作成されたいわゆる南京事件に関する資料及び翌日以降に現地において作成された関連資料につきまして、同じく支那事変関係、先ほど申し上げました百六十三冊につき調査いたしましたけれども、これに該当する資料は確認されておらないわけでございます。

なお、外務省と上海総領事館との間のやり取りの電報は、保存されている限りにおいてはすべて外交史料館で公開されておりますが、戦時中の資料でございまして、消失したものもありあるのではないのかというふうに推測しております。

○山谷えり子君 先月五月、先日の五月十八日、百人斬り裁判の最終口頭弁論が行われました。裁判の争点は百人斬りがあったか否かという点でございます。平成十六年七月十二日には、百人斬りをしたとされる二人の少尉と話をした佐藤振壽カメラマンが証人として出廷されました。両少尉の写真を撮り、自分の撮った写真が百人斬りの証拠写真とされて南京大虐殺館などに展示されているのは耐えられない、九十一歳、車いすに乗って百人斬りはうそと証言をされました。

防衛庁、南京入城のときの松井大將は参謀本部との間でどのような連絡を取っていたのか、そのような、それ周辺の資料というのはどのように保存されてますか。

○政府参考人(飯原一樹君) 防衛庁、包括的に旧軍の資料を承継したということではございませんが、様々な経緯で旧軍の資料を所有しているという事実はございまして、御指摘の松井大將と参謀本部との間でいかなる連絡を取ったかということを示す、直接に示す資料は所蔵しておりません。

○山谷えり子君 海外では何だかホロコーストのようなことがあったというような書き方もされているわけですが、そういったような組織的な何かというのが資料として見付かりましたでしょうか、意図が。

○政府参考人(飯原一樹君) 私ども、先ほど申し上げたところでございますが、旧軍の行為について包括的に判断をするという立場にないわけでございますが、まあこの辺りの資料を検索いたしました、例えば、昭和十二年十一月三十日付けの南京攻略に関する意見送付の件、丁集団参謀長発次官あてとか、中支派遣軍司令官南京移駐の件、伊集団参謀長発次官あての電報とかいったようなものもございまして、もし御要請があれば個別に示しすることは可能でございます。

○山谷えり子君 一九五一年五月三日、マッカーサーは、米国上院の軍事外交合同委員会の聴聞会で、日本が戦争に駆り立てられた動機は大部分が安全保障の必要に迫られてのことだったと証言しております。外務大臣は、このマッカーサーの発言をどのようにお受け止めでございますか。

○政府参考人(河相周夫君) 今御指摘のございました件でございますが、昭和二十六年、一九五一年五月三日、米国の上院外交軍事合同委員会で公聴会がございまして、そこでマッカーサー元帥は、日本が戦争を開始した目的は安全保障によりおむね説明されるという旨の発言を行ったというふうに承知をしております。

マッカーサー元帥は、御存じのとおり、連合国最高司令官であつたわけでございますので、同元帥からこのような発言をされたということはそれなりに注目に値するといふふうには考えておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、米国議会の公聴会での発言でもございまして、我が国として具体的にこれをコメントする立場にはないといふふうに考えております。

○山谷えり子君 東京裁判、そして各国で行われた戦争犯罪者を裁く裁判は、不当な事実認定もこれあり、十分な弁護権も陳述権も保障されず、罪刑法定主義を無視した、近代国家の裁判とは言えないものではなかったかと多くの国民が考えているのも事実でございます。一九九八年成立した国際刑事裁判所設立条約では、平和に対する罪と同様の犯罪を条約にまとめることができまじうとした。しかし、それはそれとして、日本はこの裁判

で九百九十名の方が命をささげられました。

我が国は、昭和二十六年、東京裁判、そして各国で行われた戦争犯罪者を裁く裁判を受け入れ、サンフランシスコ講和条約を締結、平和条約十一条において日本国が戦争裁判を受諾し、その意味で再審はできません。しかし、また今、様々な経緯と情報公開によつて、何とか主體的再審を行えないか、歴史解釈権を取り戻して平和外交をしたという国民の声もまたあるわけでございます。

日本は東京裁判の判決を受け入れましたが、英文の「ジャパン・アクセプツ・ザ・ジャッジメンツ」、法律用語ではこれは判決の意味で、フランス語、スペイン語においても、この単語の意味、言語学的には裁判ではなく判決と読めるそうでございます。

日本は裁判の判決を受け入れていますが、日本側共同謀議説などの判決理由、東京裁判史観を正當なものとして受け入れたのか、また、罪刑法定主義を無視し、今日でも概念が国際的に決まらない平和に対する罪で裁かれたことを受け入れたのか、国民の間に混乱があると思いますが、分かりやすく御説明ください。

○政府参考人(林景一君) お答えいたします。先生も今御指摘のとおり、サンフランシスコ平和条約第十一条によりまして、我が国は極東国際軍事裁判所その他各国で行われました軍事裁判につきまして、そのジャッジメントを受諾しておるわけでございます。

このジャッジメントの訳語につきまして、裁判というのが適当ではないかというのかというように御指摘かとも思いますけれども、これは裁判という訳語が正文に準ずるものとして締約国の間で承認されておりますので、これはそういうものとして受け止めるしかないかと思えます。

ただ、重要なことはそのジャッジメントというものの中身でございます。これは実際、裁判の結論におきまして、ウェブ裁判長の方からこのジャッジメントを読み上げる、このジャッジ、正にそのジャッジメントを受け入れたということ

ございますけれども、そのジャジジメントの内容となる文書、これは、従来から申し上げておりますとおり、裁判所の設立、あるいは審理、あるいはその根拠、管轄権の問題、あるいはその様なこの訴因のもとになります事実認識、それから起訴状の訴因についての認定、それから判定、いわゆるバーディクトと英語で言いますけれども、あるいはその刑の宣告でありますセンテンス、そのすべてが含まれているというふうに考えております。

したがって、私ももといたしましては、我が国は、この受諾ということによりまして、その個々の事実認識等につきまして積極的にこれを肯定、あるいは積極的に評価するという立場に立つかどうかということとは別にいたしまして、少なくともこの裁判については不法、不当なものとして異議を述べる立場にはないというのが従来から一貫して申し上げていることでございます。

○山谷えり子君 主権回復後、当時の法務総裁は、軍事裁判による刑と国内法のそれとは違う旨の通達を各省庁に出しました。町では、平和条約発効直後より戦犯者釈放の国民運動が全国規模で展開、毎日新聞記事には二千人署名とあり、最終的には四千万人の署名が集まったと共同通信社特信局編成部長が後に書かれております。

こうして、国会で釈放の決議、赦免決議、恩給法の改正など次々と可決して、名誉回復、援護法、恩給法の対象にしています。参議院の戦犯在所者の釈放等に関する決議可決の際には、戦争の責任は国民がひとしく負うべきものでありまして、歴史上比類なき戦争犯罪者として勝者が敗者を裁くという不合理性という発言に拍手が起きています。国民みんなが苦しみから立ち直ろうという雰囲気はひしひしと伝わってくる議事録でございます。

ところで、日本無罪論を主張したインドのパール判事の論文は有名ですが、今年、インドで小泉首相はこのことに言及され、感謝の言葉を述べられました。東京裁判でのパール判事の真摯な姿勢

は今日も多くの日本人の心に刻まれております。外務大臣、この小泉総理のやり取り、またパール判事のお話を世界に向けて話し続けること、あるいはまた、インドでパール判事のなされたことについて日本とインドの学者、そして国際法学者を交えてシンポジウムを開いたらどうかというふうに考えますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) パール判事の、全員無罪を主張する反対意見書を出されたということ、これは大変日本にとって大きな希望とか勇気を与えるというふうなものであったという意味で、日本人に大変、インドに対する気持ちというものが大変ここで熱いものになったという認識は今日までも続いているんだらうと、私もそう思っております。そういう意味で、この四月に小泉首相がインドを訪問されましたこのパール判事のことなどを言及をされたというのは、日本とインドの言わば友好関係のきずなというものを再確認するという意味で大変印象深いことであつたと、こう思っております。

パール判事のそうした発言、行動についていろんな方々がいろいろな形で意見を述べる、あるいはシンポジウムを開く、それは政府が主催をするという話ではなからうかと思いますが、民間の方々がそういうことをなさることは、それはそれで意味のあることだらうと、こう思っております。

○山谷えり子君 事実を確認し、世界に向けて発信することが大切だと思います。また、隣国中国との真の友好関係は大切です。

私は、中国と文化交流、私が書きました小説がテレビ小説になって中国で放映されているということもございますし、また青少年との交流プログラムの充実のためにこれまでも働いてまいりまして、これからも働いていきたいと考えるものでございます。

外務省の交流基金プログラムの有効な展開に期待いたしますけれども、交流基金のプログラムの展開状況、ビジョンをお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(西宮伸一君) 日中間の様々な形での人的交流についてはいろんな数字があると思えますけれども、正に将来を担う若手、青少年の交流というものにつきましても様々なプログラムを展開しているところでございまして、外務省自身もいろんな形で各地方の中堅指導者なども招聘して日本の実情の理解にも役立てようということでも積極的に展開しておるわけでございます。

新たな日中交流の基金をつくらうということ、新二十一世紀委員会の中間提言だったかと思えますけれども、言われておりまして、これにつきまして中国側も基金を出すということが私の記憶では初めて提案されているようでございまして、先般の日中外交に資する基金につきまして、中国側もこういった日中交流に資する基金につきまして、今検討しているということでございます。我々も、これをにらみつつ我々も検討いたしました。是非、そういった基金も含めましていろんな形で日中間の交流、特に青少年の交流というものに心掛けてまいりたいと存じます。

○山谷えり子君 時間が来ましたので終わります。ありがとうございます。

○齋藤勲君 私、今日の質問の冒頭は日中関係から入らせていただきたいと思います。

過日、東シナ海の天然ガス田、この開発につきまして、日中両国政府の局長級会議がありました。報道等でも拝見をしております。開発データの提供を政府側が求めた、しかし中国側の方は拒んだと、こういうことでありますけれども、その拒否をされた理由あるいは今後の見通しについて御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(西宮伸一君) 東シナ海におけます日中間の様々な側面がございまして、こうしました問題につきまして、五月三十日、三十一日、日中間で局長クラスの協議が開催されました。率直かつ突っ込んだ意見交換でございまして、原則的な立場、お互いの立場につき、なお隔たりがございまして、お互いの立場についての理解は深

まったものと考えております。境界画定につきましては、いわゆる係争水域がどこであるか、その範囲などにつきまして根本的な立場の相違がございまして、今後法律家による協議を行うということになりましたし、春暁ガス田などの開発につきましては、従来我々が要求しております情報の提供と開発活動の中止ということに中国の同意が得られていないという状況でございます。

そこで、共同開発でございまして、中国側より共同開発に關します原則的な考え方につき提案がなされましたが、これは対象地域は中間線と沖繩トラフの間であるという考え方が示されまして、これは、我が方としてはそれは受け入れないという旨の指摘を行ったところでございます。我が方としては、他方、今回の共同開発に關します中国側の提案というのは交渉の出発点として提案されたものと理解しております。引き続きこの問題につきましても協議を通じて解決の可能性を粘り強く検討してまいりたいというふうに考えております。

○齋藤勲君 協議することについては否定をしません。精力的にやっていた方がいいという気持ちは当然持っているんですが、今のお話ですと、理解が深まったと言いますが、中止とかそれから開発データの提供については拒んでいるわけなんです、どういふ、席上、例えば開発データについて求めたけれども、こういうことで提出できないんですということが中国側からメッセージとして私たちに、日本政府の方に示されているのか、それをお尋ねしているわけですので、お答えいただけますか。

○政府参考人(西宮伸一君) この開発の中止、関連情報の提供というのは、この問題が日中間で議論されて以来、例えば前回の十月の局長会議でもさんざん申し上げたこととございまして、日中の外相会談でも我々から取り上げていることとございまして、今回も取り上げたところでござい

全体の協議そのものにつきましてもできるだけ早期に開催するということで台意をしておりますけれども、この作業部会につきましても、メンバーを確定し、全体の協議の前後を問わず、できるだけ早急に開催ができればというふうに考えております。

て、委員御指摘のような問題意識も十分踏まえまして今後も展開してまいりたいと存じます。

○齋藤勤君 今日、このことばかり質疑をしないので、まあ私も何年かこの委員会にいさしていたで、かく中で随分前に、中国政府のこの東シナ海における調査とかいろいろな調査をもちますいわゆる海底の調査とかいろいろな調査をもちます

き続き開発の中止、関連データの提供を含めまして、この問題の協議による解決というのを目指すという方針はございますけれども、並行いたしまして、今行われている手続、国内手続については淡々とこれを継続せざるを得ないという状況だ、というふうに認識しております。

○政府参考人(西宮伸一君) 中国の独自の主張だと我々申し上げておりますが、二〇〇三年の十二月の日中海洋法協議と、これ、私自身が日本側の代表で座ったところでございますけれども、そこで初めて言われた立場でございます。昨年の四

月に海洋調査船に関する日中協議というのを北京でいたしましたけれども、その場でも繰り返されたということでございます。委員御指摘のとおりでございます。同島は岩であると、したがって同島を基点とする排他的経済水域の設定は認められないという独自の主張を少なくとも私自身が座った協議で二回聞いておるところでございます。

○齋藤勲君 これ、中国以外にそういった沖ノ島は、これは日本は島だと言っているんですけれども、いや、日本は、島じゃないんだという、そういう主張をしている国はあるんですか。

○政府参考人(西宮伸一君) 我が国は沖ノ島島を従来から島として有効に支配しております。七七年には周辺の二百海里漁業水域を設定いたしましたし、国連海洋法条約後は国内法により沖ノ島島周辺の排他的経済水域を設定してきておるわけでございます。実は中国自身も含めて、先ほど申し上げました協議以前にはそのような主張をした国はないと承知しておりますし、中国がそのような独自の主張をいたした以降も、そのほかの第三国から類似の主張が行われたことはないというふうに承知しております。

○齋藤勲君 安心はしましたけれども、他の国から、中国以外からは同様な発言はないと、メッセージはないということですか。

いずれにしても、この中間線問題、大陸棚問題、日中間では非精力的に話をしていたので、しかし今回の二回目の局長級会談では、作業部会は設置されても、しかしこのデータとかそれから中止については応じていないわけであつて、大変駆け引きも必要だと思えますけれども、日本側としての、同時にエネルギーとしてのこれは目標というのがあるので、話合い話合い、そして毅然としたやばり態度というのを取っていくべきだということを私は申し上げさせていたきたいというふうに思います。

さてそこで、国連の問題等について入っていきたいと思いますが、昨日、今日の新聞だった、

河野議長さんが、今日の新聞だったかな、河野議長、衆議院議長が歴代首相、総理とお会いするなうことで、先ほども若干の質疑がございましたが、小泉総理の靖国神社参拝について議論の中心になったと、この参拝を継続する声はなかったという、こういったまた内容のようであります。

外務大臣として、私はさつき前段言いました春曉ガス田はガス田、これはこれで私は、海洋権益の問題とこの靖国神社、これは全然次元違う話です。それから別物だということに思っています。一方、この国連問題を含まして日中間で横たわる大きな問題として、それぞれ国民の中でもあるいは国内外でも大きな関心を持っています。この小泉総理の靖国神社参拝というのがどうしても日本の利益上ネックになっているというところの危惧がある。そして、そのことは、継続する声はなかったということは、それぞれの総理経験者が今、小泉総理、小泉内閣総理大臣に対して慎重にしてほしいと、慎重にしてほしいという言葉の次には継続してほしくない、こういうことだと思っております。

当然これは外交をつかさどる外務大臣として同様な、何というんですか、一番重要な役職の外務大臣で、これさつぱらんな言い方すれば、外務大臣はこういう公式な場で言えないし、非公式でも言えないかも知れませんが、おれは一生懸命、国連改革で一生懸命、他国から、まあいろいろ運動しているのに余計なことを言ってくれて私は困るよと、総理とかあるいは武部幹事長、何でもそんなことを言ってくれるんだと、おれは一生懸命汗かいても何かそつちから、どんどん外からほじくつてきて、何かついついていつておかしくしてしまうんじゃないかというふうにとどこか心の中に思っているんじゃないかなというふうな思っているんで、いや、あなたが言うとおり、そのとおりです。なんていうことは別に期待して今話しているつもりはございませんが、ただ、率直に胸のうちに言ってくれば、開かれた

国会として、参議院として有り難いなというふうな思っています。

直近のこの河野衆議院議長、そして衆議院議長が取った行動は別にしまして、歴代の総理が言ったということは、私はあえて言えば、外交の継続性の話をしていると思うんです。継続性の話を。今、町村外務大臣も川口外務大臣からのタッチを受けて小泉内閣のその継続性の仕事をしています。小泉総理はそれ、歴代の総理の仕事をしている。途中連立政権に替わった時期はありますけれども、いずれにしても大方はこの自民党中心の政治なわけでありまして、このことは謙虚に私は耳を傾けるべきだというふうに思います。

したがって、お尋ねさせていただきたいのは、中国が拒否権を発動するのではないかと、一つの危惧がございます。その上で、この靖国神社参拝問題について、今こうした様々な諸先輩が提起されていることについての考えについて伺いたいと思います。

○国務大臣(町村信孝君) 外務大臣の心中を御推察をいただいたこと、大変恐縮に存じております。

小泉総理のこの靖国参拝につきましては、今まで予算委員会等々を通じて何度もなぜ個人的な立場ではあるが参拝をするかという説明をしておられますから、ここであえて詳細に繰り返す必要もないかと思えますけれども、一つは、二度と戦争はしてはならないという不戦の誓いであり、またもう一つは、戦争のときに心ならずも戦場に赴かざるを得なかった、そういう方々の英霊に対して哀悼の誠をささげる、また、そういう方々の犠牲の上に立つて今日の日本の平和と繁栄というものがあるんだと、それに感謝をすると、そういう思いで参拝をしているという説明を累次しておられるわけでございます。今後どうなさるかは、もうすべて適切に判断をすると、日本の置かれた国際的な状況等々を全部含めて適切に判断をされると発言をしておられるわけでございます。私はその適切な判断に期待をするということ

でございます。

そのこと、例えばいろいろな課題、その大きな一つが国連安保理の常任理事国入りとの関係、どういふことになるのかというお尋ねであろうかと思えます。

確かに、中国あるいは韓国ともに、両国とも国連の改革あるいは安保理の改革は必要であるという総論においては私もとも変わりがありません。でございますが、その具体的な内容については、今、日本を始めとする四か国の枠組み決議案というものを、常任理事国を六つ、非常任理事国を四か国増やすという案には明確に反対をしております。どちらかというとモデルBと言われている非常任理事国のみ数を増やすという方向でいろいろな外交活動をやっていると承知をしております。そういう意味で、今、日本と中韓両国の考え方、立場は違うということであろうと思えます。

今後、国連の場合あるいはその他のいろいろな国際場裏の中で今後いろいろな話合いが行われ、どういふふうなこれ展開していくか、必ずしも予断を許さないものもございしますが、私もとしては現在できるだけ数多くの共同提案国を募って、この枠組み決議案が可決されるように努力をしている最中でございます。今後の展開いかんによつて最終的に、中国は確かに常任理事国として拒否権もあるわけでございます。国に持ち帰って反対をするかどうか、これは今後の成り行きあるいは今後の議論がどうなっていくか、国連の中で決議のまとまり方がどうなっていくかということにもよると思えますけれども、私もとしては今後ともあらゆる機会をとらえまして、両国を始めとして、この枠組み決議に否定的な立場を取っておられる国々にも一生懸命働き掛けをして外交努力を積み重ねていくことが今一番大切なことではないだろうかというふうに思います。

靖国の問題があるからほかのすべての日中関係あるいは日韓関係のことが止まってしまうということであつてはならないというふうに私は考えておりますし、現に、例えば日韓でも、靖国の問題

はあるけれども、日韓友情年の行事というものは肅々とやっつけようということで両国の理解は成り立っているし、そういうことで行われているわけでございます。日中の間においても、靖国の問題はありますが、しかし先ほど答弁を申し上げたような海洋資源開発問題についても協議は行うというところでございまして、そうしたことがすべての否定材料にしなければならないということではないんだらうと、かように理解をしているところでございまして。

○齋藤勲君 もうこれは言うまでもないと思いますが、靖国の問題は、やっぱり一国のトップです。ね、最高責任者がかたくなにこの主張をし続けて行動しているということについて問題にしているわけで、いわゆる国益とか国民益ということを考えて場合というのは、おのずと方向というのは見えてくるはずだと思ふんです。だからこそ、歴代の私は首相が、今の総理の発言や行動について慎重、そしてまたいいですよということについてだれ一人も言わなかったということなわけで、大変な実は驚愕だと思ふますよ、私は。

だから、私は、すべて、このことがすべて日中間の長い間の関係をほごにするとか、ずたずたになるということはあるとは思ふならない、そうしてはならないというふうに思ひまして、そのことは正に一致をしますが、いや、しかしトップが、そしてまたこの国連改革に対して正念場になってきている時期に、私は、強い危惧と同時に、外務大臣の気持ちというより日本国民の気持ちを本当にどういうふうに思っているんだ、小泉さん、ということしか言ひようがないというふうに思ひます。いつもそばにいらつしやる外務大臣として、おれはこれ以上やっつけられないよということまで言えないと思ひますけれども、強く、やはり日本国益そして国際関係を大切にすることによって将来的立場に立つて、小泉さんに対するきちんとした、そういった私は真摯に声にこたえるべきだということふうに思ひますので、外務大臣としての努力を求めるものであります。

国連改革についてはちよつと一、二点だけお伺ひいたします。

昨日、ニュージブランドのクラーク首相と外務大臣お会いになりました。これは日本側の枠組み決議案の主要案の中の問題でいうと残念な、日本が常任理事国になることはいいいですよ、これはもう大賛成ですよと言ひつづも、この枠組み決議案の主要案の中にはいわずこの拒否権の問題があるわけで、このことはノーだということをお伺ひ。

そうすると、この枠組み決議案の主要案そのものがこれからどうなっていくんだらうかという、これはこれからのスケジュールで、日本政府として、あるいはG4として、あるいは総理自身からこういつたことについて、どこかこの拒否権の扱いについては弾力的にG4でも話し合つていこうではないかと、そういった検討というのはされているんだらうかと、ニュージブランドのクラークさんの話を含めて、そういったことが今脳裏に浮かびましたので、お尋ねさせていただきます。

○国務大臣(町村信孝君) この拒否権の問題というのは、今回の国連改革以前からこの五か国だけがこうした言わば大変強い立場、強い権利を持っているのかということについて批判を持っている国が少なからずあったということを私は知っております。昨日は、お目に掛かりましたニュージブランドのクラーク首相も、かねてよりこの五か国のみが言わば他の国々よりも優越的な立場に立っているのはおかしいという意見を持っていたと、こういう話をしておりました。

したがって、今度新たに常任理事国が選ばれたとしても、それらの国々がまた同じように優越的な地位に立つということとは自分は賛成できないと、こういう御主張でございました。また、現にそういう主張を持っている国々が、やはり個別にいろいろ説得をしていきますと少なからず存在をしますということにも私も十分意を用ひなければいけないと、こう思っております。

ドイツあるいはブラジル、こういう国々の外相

と、先般もブラジルの外務大臣が大統領と一緒に日本に来ておられました。この話もしました。ドイツの外務大臣とも話をしました。比較的柔軟であります。インドが大変強い、常任理事国は拒否権を持つべきであるという大変強い主張をしておられます。

したがって、今後、共同提案国をまず増やすというプロセスの中で、日本はまず非常に柔軟な立場を取りますよということをお伺ひし申し上げております。ブラジルもドイツもかなりそれに近い考え方だと、こう思ひますので、今後、インドに對してより柔軟な姿勢を取るようにならざるを得ない、掛けをしていき、その結果として更に共同提案国が増えるようであれば、私もとしては現在案を、枠組み決議案を出してあるので、その案をまた途中で修正をするということも可能性としてはあるということをお伺ひしたいと思ひます。

○齋藤勲君 ありがとうございます。

次に、米軍再編の今の動きと今後の展望について両大臣にお伺ひいたします。

防衛庁長官、今週、あしたでしたっけ、シンガポール行かれますけれども、そこでは日米両政府で何か具体的に協定とか、何かそういうことを結ばれるというような一部報道もあるんですけども、到達点みたいなものをめぐって、どういう状況でございましょうか。

○国務大臣(大野功統君) まだ閣議の御了解をいただいておりますので、あした行けるかどうか分かりませんが、御了解いただければ明日出発で、シンガポールで行われます安全保障対話に出席する予定でございます。

その際、各国から防衛大臣が集まりますので、かなり多数の大臣と個別会談ができるのではないかと。ラムスフェルド・アメリカ国防長官とは、ま

ずやはり、北朝鮮を中心とする安全保障環境の問題についてしっかりと意見を交換したい、このように思っておりますし、トランスフォーメーションにつきましても、やはりこれまでやってきたことをしっかりとお互いに評価し、それから今後ど

ういうふうに、どういうふうな日程でやっつけいくのか、あるいは今後どういう点について日本として重きを置くのか、この点は私の方から、いわゆる負担の軽減、抑止力の維持等について意見を申し上げたい、このように思っているところでございます。

○齋藤勲君 閣議というふうに言われましたけれども、既に行かれることを前提に閣議されるんでしょうけれども、この日米防衛首脳会談が行われたときに共同文書を作成すると、日米防衛協力三分野で共同文書を作成するんだというのが大分出ているわけですよ、報道に。だから、私が尋ねたのは、閣議で行くか行かないかは別にしまして、行かれたらこの三分野、日米で共同文書を作るといもうスケジュールで行かれるのかということをお尋ねしているんです。

○国務大臣(大野功統君) ただいま申し上げましたとおり、まずはつきりさせておきたいのは、日米防衛大臣レベルでの会議では、これは何ら文書は作りません。これはもうはつきりしたことでございまして。

今後、どういうふうなトランスフォーメーションについて2プラス2の会議を開くのか開かないのか、どういう文書をいつごろ出すのか、これはまだ全然議論いたしておりません。そういう意味で、今これからの問題である、このように考えております。

○齋藤勲君 私ども、報道でいろいろ政府の動きとか日米関係について知るといのが、結構、情報として多いものですから、このことについても確認させていただきませんが、過日、沖縄の県議会の与党会派の議員の方々が三十日外務省を訪問された、そして外務大臣からは、そのときに、九月に再編具体案を出す、そして、こういうことだったというふうな思ひます。九月の国連特別首脳会議の際に、小泉さんも出て日米首脳会談が予定をされていると、その辺りで中間報告と、こういうことをお答えになったというふうな思ひますが、こういう、今念頭に置いて取り組まれている

ということでも理解してよろしいですか。

○国務大臣(町村信孝君) 沖縄県の代表の方々と先日お目に掛かった折、いつごろこの段取りがまとまっていくのかと、来年沖縄は知事選挙もあるしと、こういうようなお話があったものですから、知事選挙はそのとき正確にいつだか私は記憶がありませんでしたが、たしか来年の秋ごろだったと思うんですが、いや、そんな先まで議論が続くとは思いませんよというように話を話したわけでありまして。

〔委員長退席、理事浅野勝人君着席〕

じゃ、いつごろかという、かなり今、毎月毎月審議官級及びその中間にまた課長級等々議論をしておりますので、いつまでも議論をしているわけにはいかないので、例えばということで、秋には日米首脳もあるだろうから、これもまだ確定したわけじゃありませんけれども、あるだろうから、その辺を一つめどに作業していくんでしようかというように話はしたわけでございます。

しかし、これとても、先方といついつに中間取りまどめをしようということを含意ができればいいんですけども、これ実際相当緻密な作業をやらなきゃならないわけでありまして、目標は目標として仮にあったとしてもそれが本当にできるかどうかというものはあるんですが、おおむね秋ぐらい、秋ごろには何らかの成果をまとめなければいかぬのだらうなという思いで鋭意精力的に作業を取り進めているという気持ちを述べたところでございます。

○齋藤勲君 この間、私もあるいは同僚議員も衆参で話をしていますが、この時期に在日米軍基地のある、所在している自治体あるいは住民として、日米、再編のときにしっかりとこの安全保障について両国間で話合いが、国内も話合いしながら、そしていゆる負担軽減ということについてのプロセスを確定していきたいと、そういう絶対の機会ではないかというのを、だからこそそれぞれ努力をされていると思うんですね。

しかしながら、これは多分三十分、一時間お話し

しても、これまで新聞に出てきた話を、具体的な基地名とかお話ししても、それはまた協議の過程ですということでは出てこないわけなんです、これは私もいろんな最近機会があつて、例えば普天間の調整官、海兵隊の司令官と会ったり、あるいは座間の司令官とも、これは視察で一緒に同僚議員とお会いをしたり、あるいは先日第五空母群の司令官とお会いしていろんな意見交換しました。それは軍人ですから軍人それぞれの立場で、ある意味では記者会見するだけじゃなくてフリーな話をします。そして、その中にはいろんなシミュレーションをしているわけであつて、率直に語っていただけです。これは我が日本政府が日米関係でどの程度じゃ国会とか国民の中に情報公開するかというのは、それは判断があると思うんですけれども、これは私は、日米の国会の姿を比較してみますと、余りにも情報開示が少ないと、この国会に対して、A案、B案、C案、いろいろあつてもいいんじゃないだろうかというふうに私は思います。それは具体的な話。

しかし、もう一つは、大切なのは、冒頭申しましたのは、日米でどういふような共同文書という、文書というものは、どういふ約束で、多分安全保障、抑止力の問題について議論をして、どこまで到達をしたんだ、何が問題点なのか、憲法、日米安保条約、極東、地位協定、これについて枠組みは変えませんか。しかし、例えば、これもお尋ねさせていただきますけれども、座間の第一軍団司令部、座間移転ではなく改編、これは某新聞では移転ではなく改編をするんだと、改編の方が地元にとつて受け入れやすいんじゃないかという、そして、いろいろまた、これまた私も陸軍の、米陸軍の情報を見ますと、確かにこういふ新しいアメリカとしての戦略を考えているなというふうな、これ符合する部分もあります。

〔理事浅野勝人君退席、委員長着席〕

例えば、UEX、ユニット・オブ・エンブロイメントX、陸軍は機動性向上のための軍、軍団、師団という編成方式と名称を廃止し、主要装備を

空輸できる新旅団、UAを基本単位にした体制に改編する。作戦に依りUAを編成して指揮するものが拠点司令部のUEXで、要員は千名。その上部組織としてUEY、広域司令部を世界に五個配置をする。世界じゅうを五個のこの広域司令部に配置をしながら、そしてその重要な部分にこの座間のこのUEXが入ってくる。

これを見ていきますと、日米安保条約とかいふことの、極東だとかいふことはもう、現状でもこれは形骸化しているというのは国会でも指摘もしているんですが、さらにそれを今回、日米間の新たなやつぱり話合いをするときに、また何か糊塗を、塗ってやっていこうとして、そしてしかも移転ではなく改編なんだということで、地元に入入れに前向きな方向に転換してもらいたいということになっている。

これは一体何だろう、何なんだろうかということをおぼろげを得ないわけであつて、一つは国会に対する情報開示、国会に対する情報開示は国民に対する情報開示の問題。もう一つは、こういつた、今UEXの話をさせていただきました。こういつた点について議論をしているんだということについて事実があればお示しいただきたい。二点お尋ねします。

○国務大臣(大野功統君) 私ども、このトランスフォーメーションの協議に当たりまして、やはりはつきりした原則というのを頭の中に置いております。その一つは、もう度々申し上げておりますけれども、抑止力の維持、それから負担の軽減という原則でございます。このことは度々御説明させていただいておると思います。それから、もう一つの原則を頭に置いておりますのは、もう一つの原則というのは、やつぱりある段階で国民の皆様あるいは地元自治体に、自治体の方々にしっかりと説明責任を果たしていかなきゃいけない、このことでございます。

基地というものは、あるいは米軍の再編あるいは兵力構成の見直しというものは、地元の自治体あるいは地元の皆様の御理解、御協力なしには

できることではない。だから、どの段階で御説明申し上げたいのか。生煮えの状態では御説明申し上げますと、齋藤先生は今A案、B案、C案と示しているじゃないかと、こういう御説明がございました。しかしながら、そういう生煮えの状態はこの情報を御説明申し上げるということは非常に混乱を招くのではないかと。したがって、私どもはある段階で御説明を申し上げたいな、こういうふうなその責任の重大さは感じておるところでございます。

それからもう一点、UEXというような問題、こういう議論も今やっておりますけれども、これ最終的に確定している問題ではありません。米側の方はそういう方針でやりたいという話でございますので、その辺もある一定の段階できちっと御説明申し上げたい。

それからもう一つ、先ほど外務大臣の方からも御説明がありました。我々としては二月に、数か月内に何か結論を得ようじゃないかと、こういうことを言っております。したがって、これをできる限りもう真剣に取り組んで、全力で取り組んで、早くこの着地点に到達したいな、こういう思いで先ほどからも、先ほど外務大臣から御説明があったところでございます。

○齋藤勲君 いろいろな情報ですが、もう十分混乱しているんですよ、たくさん出ていて、去年、おとし返りから。それはさつき私も言いました、いろんな、在日米軍のいろいろなセクションがいろいろ言っている部分もあるかも分かりません。しかし、日米で、日米、日米というのが出てきますと、これはもう政府の責任があるわけですから、国会に情報開示していいんじゃないだろうかというふうな私は話しています。

例えば、先ほど外務大臣が、三十日に県議会、沖縄県議会の会った方とお話しすると、これは地元の新聞ですから、これはトップに出るのはもう大体通例なのかも分かりませんが、琉球新報の一面に「米軍再編九月に結論 首相訪米時に首脳会談 県議会要請で外相表明」と。これは、これだ

けの、ある意味ではマスコミ含めて期待感という
か、何か求めている部分があるわけなんです、この
ことを、再度こういう状況であるということにつ
いてきちんと受け止めて国会と国民に私は説明を
すべきだというふうに申し上げさせていたくださ
して、あと残る時間、数分になりましたが、厚木
の飛行場、騒音区域の見直し、最終告示が昭和六
十一年九月から約二十年が経過をしたと、で、N
LPの大部分が硫黄島で実施される。過日、私も
硫黄島へ視察をさせていただきました。もう物す
ごい騒音だと思ひながら、たまたま一つは、こ
ういう日夜訓練をしないとまた維持できないとい
うこの現場の深刻な状況についても受け止めまし
た。ただ、これはやっぱり今まで厚木でNLPを
繰り返してきたということと思うと、これはもう
市街地なんかはとんでもないという思いがありな
がら、この間政府も希望者に対する防音工事を
行ってきたわけがあります。

そこで、今度区域見直しを、今最終的に段階を
している最中で、地元自治体から、今度南北に拡
大したと、藤沢とか町田とか。しかし、この縮小
区域について、何でこの縮小が出るんだというこ
とについて実はブーイングが出ておりまして、防
衛庁、防衛施設庁としての努力は努力として私は
認めつつも、基本的にこの騒音数値の問題につ
いてきちんと私は話をされてきたんではなかったん
ではないかということ、それはいわゆるW指数、
うるささ指数七十五から七十にしてほしいという
県知事含めて周辺自治体の要望、このことにつ
いてやっぱり歩み寄りがされてきていなかったとい
うことが一つあり、もう一つは、新たな取組とし
て、これもまだ具体的には全国の中でされていな
いのかも分かりませんが、建設年度の古いいわゆ
る告示後住宅に対して防音工事を実施すると。こ
れはこれで前向きに受け止めていた、だいたい
と思ひますが、いろいろやり取りといひましょ
うか説明を伺いますと、六十一年以降五年というこ
とに限定をされるということを言われておりま
す。

すべて状況等質問をさせていただく中で、あと
残りの時間答弁をさせていただきたいと思ひますけ
れども、私としては、地元自治体を通じて住民に
対し、この見直しに對しまして可能な限り納得の
いく説明をこれから求めていっていただきたい
と、これは数値の問題も一つ。もう一つは、この
建設年度の古い告示後住宅に対して防音工事を実
施をするということですが、これはいわゆる
南北に今度区域が拡大をしようとする区域と従
来のこの区域との中の格差が今後生じるおそれ
もございいます。

したがって、私自身の考え方としてしまして
は、年度を区切って今回実施をするけれども、将
来的にはこの年数をやはりもっと広げていく中で
告示後住宅に対して防音工事を実施をすべきであ
るということをお願いさせていただきます、
それぞれの考え方について御答弁いただきたいと
思ひます。

○政府参考人(山中昭栄君) 御指摘のように、現
在の第一種区域の設定が昭和六十一年でございま
して、二十年経過をし、その間に相当騒音実態が
変化をしている。御指摘がございましたように、
南北に拡大をし、これはNLPをほとんど硫黄島
で実施をしているということから西側区域が狭ま
るというような傾向でございいます。一昨年から調
査を開始をし、その都度調査手法等につきまして
も地元に対してその御説明をし、先般一通りの調
査結果が取りまとめられましたので、関係自治体
に対しての御説明を開始をしたということでござ
います。

各自自治体の受け止め方は様々でございしますが、
私も、騒音実態がなぜその変化をしたのかとい
う数値、航空機の飛行パターンの変化ですね、
こういったものも含めてできるだけの御理解をい
ただけるような説明をしていきたいと思いますので、ご
さいます。

その際に、これまで地元から相当いろいろな強
い御要請等がございいます。今御指摘をいたしま
した第一種区域の指定告示以後に建設をされた住

宅について防音工事の対象にするかどうかという
ような問題も一つでございいます。

私も、現在、現行の告示区域内で、いわゆる
告示後住宅約五万戸、五万世帯ございまして、そ
のうち今回私も考えておりますまいわゆるうる
ささ指数で八十五W以上、これが八千世帯、さら
に、これは建築の年限で区切りまして告示後五年
以内に建設をされたもの、これは推計値でござ
います。約二千五百世帯というふうなことでござ
います。こういったものを今回の対象区域の見直
しに合わせまして新たな施策として防音工事の実
施対象に取り込んでいきたいというふうに考えて
おります。

ただ、これは今後どういうふうに拡大をしてい
くかということにつきましては、その時々の財政
状況等もいろいろございまして、あるいは事業
の進捗も見なければいけません。そういった要素
も勘案しながら検討していきたいというふうに考
えております。

○齋藤勲君 時間が来たんですが、私は、神奈川県知事や周辺自治体が毎年毎年要望を出してい
るんです、騒音問題の数値の問題ね。だから、こ
れは調査をした、調査も一回だけじゃなくて、繰
り返し繰り返してやってきたわけで、その後自治
体から、いや、こういう結果はということにつ
いて、数値は数値で厳然とした数値はあるんでし
うけれども、その枠組みについて基本的なやつば
り合意をされていないということについて、昨日
も周辺自治体の首長さんや議長さんやいろんなと
ころから陳情して、これからは来ると思うんです
けれども、そういったことについてはいろいろ努
力はされていると思いますが、若干、そういった
動きを見ますと、いぶかしげに思われるを得ない
と。そして、また今回、その告示後住宅につ
いての努力も、財政的な負担もあると思ひますが、
是非引き続き拡大に向けての努力をしていただき
たい。

それから最後に、これも言うとなんかと言っ
ていないということになるんですが、防衛庁長
官、また共同文書のやつは、またそういうこと
じゃなく、シンガポール行く話ですけれども、毎
日新聞、今日、一面ごろんになったでしょう。
「嘉手納移設固まる 普天間の米軍ヘリ部隊 辺
野古案白紙に 厚木の艦載機は岩国へ」と、今私
も厚木の騒音の話をしました、(四日、日米協
議)って書いてあるんです。四日、シンガポール
で開く日米防衛首脳会談で政治レベルの最終調整
に入ることを確認しと、これはでもスクープじゃ
ないんですか、じゃ、スクープで、いや私たち国
会の中には実はそうじゃないんだと言っている。
はつきり説明してください。それだけで終わら
す。

○国務大臣(大野功統君) 今朝私もこの某紙の報
道を読みまして、腹立たしい思いでございま
した。なぜ、ここに書いてありますのは、今おつ
しゃったシンガポールでの話もそうですけれど
も、それから「嘉手納移設固まる」、全然固まっ
ていません、そんなことは。

それから、まあそういう意味で、私はこういう
記事、私は本当に腹立たしいのは、まことしや
かに伝えられますと、現地、当該基地のある町
の方々、どういふ思いでこれを読んでいらっしゃる
んだらうかと、こういう思いで、本当に報道とい
うのは正確な報道をしてもらいたいなと、こうい
う意味で私は全くこの報道について大いに憤り
を感じておるところでございいます。

○齋藤勲君 終わります。

○緒方靖夫君 今日、世界の軍事同盟とその動
向について質問したいと思ひます。

政府は、軍事同盟を含めて日米の基軸、これを
方針にされていると思うんですが、世界で
よく機能している軍事同盟というのは、挙げると
どんなものがあるんでしょうか。お聞きいたしま
す。

○政府参考人(遠藤善久君) お答え申し上げま
す。
まず先生御指摘の軍事同盟というその言葉のそ
の定義、これは実はあるわけではございませんけ

て、NATOの直面する脅威は大きく変化をしたと、我が同盟が直面している脅威がはるかに広範

な地域から発せられることを考慮して引き続き脅威に対し積極的に精力的に取り組んでいくと、それらの脅威はテロリズム、大量破壊兵器の拡散が含まれる等ですね。それは当然、世の中の変化、

世界の軍事情勢の変化にに応じてNATOも変わっていくということはある意味では当然なんだろうというふうに思います。ソ連を中心とした軍事同盟ももうああいふ形ではなくなってしまったわけですから、また新しい形の同盟に変わっていくという

私は、そういう意味で、今委員がお話のあったこの東南アジア友好協力条約、TACでございまして、ことであらうと思います。

すけれども、これは随分早くに ASEAN の中で
でき上がったものでありまして、これを更に域外
国にも参加をしてもらおうではないかという話が
あり、これは何といっても、やっぱり東南アジア
の中でのまず友好協力関係を象徴する基本的な文

書として大切な文書だという私どもも認識をそれ
持つておりました。

そういう中で、日本の対ASEAN外交を一層
促進しようではないかということで、ASEAN
側から、どうですか、入っていただけませんかと
いうお話があったので、慎重に検討をしましたけ

れども 日本としてASEANは非常に重要な国々であると、ともに歩み、ともに進むパートナーという位置付けから、日本も二〇〇四年の七月、昨年の七月に条約を締結をしたということで

ありまして、そういう意味で私は大変有意義なことであったというふうに位置付けております。

そのことと、私どもは、日米安保条約の目的とは何ら矛盾、背馳するものではないと、こういう位置付けもしているところでございます。

○緒方靖夫君　そのTACの第十三条には、武力

による威嚇と行使は憤み、友好的な交渉を通じて紛争を解決するという、そういう大変大事な条項があります。いわゆるこれを称して、このTACCをノンアグレッション・パクトだと、そういうこ

とを評価する、そういうことも言われているわけですね。

ですから、私は日本政府がこれに調印したというのは非常に大事だと考えております。そして、この条項を含むこの条約に調印したということこそ大事だと思われているわけですね。それはやはり世界の趨勢として、やはり紛争の話し合い解決、これが流れになっていると思うわけですね。やはり二十一世紀の時代というのは、やはりそういう方向で政治を進めていく、国際政治を進めていく、そういうことがあると思うんですね。

ですから、私は、大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、やはり行く行くは、軍事同盟のないという世界というものを想定し、やはりそういう方向に向けて国連憲章を基に世界が協力していくという、そういうビジョンというものを、これを想定していくことが必要ではないか、このことをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(町村信孝君) 一つの遠大な理想論を述べればそれはそういうことかもしれない、しかし現実にはいろいろな脅威が存在するという事実からまた我々は目を背けるわけにはいかないわけであります。

現実には北朝鮮で行われつつあること、正確には分からない部分もありますけれども、そうした脅威が存在するときに、ああ、日本は全部自力でやりますと、一切の例えば日米安保条約も解消して全部日本だけで単独でやるんですと、そのことが本場に我が国の平和と安全を守ることにつながるんだらうかどうかと、そこはやっぱり冷静に現実というものを極端ながら考えていかなければいけないだろうというふうに考えますので、私は、そういう意味でこの軍事的な側面に着目した条約の重要性というものを今直ちに否定しないで、いや、もう全部これは国連一本でやっていけばいいんだという姿には、それは究極的にはそれは一つの姿としてはあり得るかもしれませんが、それを別に究極の姿として否定するものではないと思いますが、私は、もっと政治というものは現実に

立脚して考えなければいけないものだ、こう考えております。

○緒方靖夫君 大臣は私が述べたことを遠大な理想とおっしゃられました、そして究極的な課題とすることを言われました。しかし、実際例えばリオ条約に参加している多くの国々が南米共同体を立ち上げた、その宣言の中には紛争の話し合い解決、これを柱にしている、国連憲章を基にと言っている。あるいは、SEATOに参加している国々が今はTACの主要な国々になっている。そういうことを考えていくと、今現実に起きていることがやはりそういう流れになっているわけですよ。ですから、決して遠大な理想論ではない、そして現実にそうした流れが起きている。やはり私は、軍事同盟にしがみつくというのは時代遅れになっている、そう思わざるを得ないんですね。ですから、そうしたことをよく考慮してまた外交を考えていただきたい、このことを私は大臣に述べておきたいと思うんですね。

ちよつともう一つ伺いたいことは、アメリカのウォルフォビッツ国防副長官が世銀の総裁として昨日から就任いたしました。この人事はいろんな形で話題になりました。ちよつどボルトン氏が国連大使に任命されるということを含めても今アメリカの上院でいろんな議論が行われているということも重なるかもしれないけれども、この人事に当たって、去る三月にブッシュ大統領から小泉首相にウォルフォビッツ支持打診の電話があった、小泉首相は支持を早々とその場で即答された、そう聞いております。

大臣は、このブッシュ政権のこの人事の意味についてどうお考えなのか、その点についても伺っておきたい、また、なぜ小泉首相が支持されたのかという、このことも伺っておきたいと思えます。

○国務大臣(町村信孝君) 確かに、国際機関の人事ですから日本にも大きな影響があるわけですが、なぜアメリカ国内でそういう人事が行われたかということについて日本としてあれこれコメント

トをする性格のことではないだろうと思えます。ウォルフォビッツ氏の世銀総裁候補になったとき小泉総理に電話があったのは事実でござい

ます。日本国としても、ウォルフォビッツさんの国防副長官という立場で大きな組織のマネジメント能力、経験というのがまずあるということ、それから国務省でインドネシア大使等、こういった開発問題を含めてそうした豊かな外交経験も持っていること、そういったことを私どもも知っておりますので適任ではないのかなということ、総合的な判断をした上で支持をしたという経緯がござ

います。

○緒方靖夫君 国際機関の人事ということについては日本も発言ができるわけございまして、その点で、やはりアメリカの単独行動主義を先頭に立てて進めてきたということで大変な懸念と批判がある、このことは十分に意識して今後も政策を進めていただくということを述べまして、時間になりましたので質問を終わります。

○大田昌秀君 通告はしておりますが、防衛庁長官にお伺いします。

先ほどの質問で、今朝の毎日新聞が、日米両政府の一日までの在日米軍再編協議で、米海兵隊普天間飛行場のヘリ部隊を米空軍嘉手納基地に移設する方針が固まったと報じたことに対して、長官はそういう事実はないとおっしゃったわけですが、今地元では、御案内のとおり、地元の市長、町長を始め、沖縄市の市長それから北谷の町長などが非常に懸念をしまして、反対を唱えております。

御承知のように、嘉手納町というのは八三%の町面積が基地に使われておりますから、これ以上そこへ基地を移すということは常識的にいっても考えられないわけですが、長官のこれまでのアメリカ側との協議をされた過程でアメリカ側から具体的に嘉手納基地へ移したらどうかという提案があったかどうか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(大野功統君) まず、嘉手納の現状でござい

今、大田先生から御説明いただきましたけれども、やはり八三%の基地で、そこへたしか七万回、年間七万回の飛行回数がある、これはもう大変騒音問題としても大変な問題でござい

ます。騒音訴訟も起こっております状態でございますから、そういうことはしっかりと念頭に置いて我々は考えていかなきゃいけない、こういうことで今協議をしているところでござい

ます。

いろんなアイデアが交換されているという説明をこれまでさせていただきました。しかし、我々はその中で一つ一つの基地の問題も十分に頭の中に入れながら協議しておるということを再度申し上げたいと思

います。

どちらがどうという提案をしているのか、これがお尋ねのポイントかと思

います。ポイントを外して申し訳ござい

せんけれども、だれがどう言ったということは、いろんなことを協議しておりますので、この場では答弁を差し控えていた

きたい、このように思

います。

○大田昌秀君 今長官がおっしゃったように、騒音問題というのは非常に深刻でございまして、北谷町の場合、県が三、四年掛けて人体へどういう影響があるかということを専門家に依頼して調査したところ、明らかに人体に悪い影響があるということが判明しているわけなんです。ですから、仮にアメリカが今度の再編に絡んで嘉手納へ移すというような提案をされても、是非ともこれは無理だということで拒否していただきたいと思

います。事実、以前に、辺野古の問題が出る前に嘉手納の話が出たときに、我々県の方でも具体的にいろんな形で調査をしまして、これは到底無理だという話に落ち着いたわけですので、その辺り是非お願いしたいと思

います。

外務大臣にお伺いしたいんですが、まだ再編の、在日米軍基地再編の問題については決ま

っていないようだけれども、先ほども同様の質問がござい

ましたが、大臣が県議団に対して、九月ごろまでにはほぼ固まるんじゃないかという趣旨の答弁をなさったということが報じられております

けれども、改めて確認させていただきたいんですが、大体秋ごろまでには決着が付くとお考えでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君)

先ほど御答弁を申し上げたことをもう一度申し上げるようで恐縮でございますが、県議団等から、来年は沖縄の知事選挙等重要な選挙もあると、そのころまでこの協議が掛かるのかと、こういうようなお話があったものですから、来年十一月ですか、十二月ですか、秋ごろの、秋から冬にかけての知事選挙、そんなに遅くまでは掛からないと思いますよという話の中から、先ほど大野長官言われたように、二月に2プラス2をやった折、数か月程度集中的に議論をしていこうという話もいたしましたので、まあ秋ごろかなと。秋ごろというところ、九月にニューヨークで各国首脳が集まる場があると。そんな折にも日米首脳会談が開かれれば、そのときにまた何にも決まっていけないというわけにもいかないかもしれないというようにお話を申し上げました。別、別に九月で日米間の作業日程が確定しているわけでもございません。実際、作業して早まるかもしれないし遅くなるかもしれないしということもありますので、確定的にいついつということをお申し上げたわけではございません。

○大田昌秀君 今御説明のとおりだといたしますと、これから協議をなさるわけです。具体的に協議をなさるわけですが、最終決定がされる前に当該自治体に対しては説明なさる、あるいはこういうふうな話が進んでいるということをお説明していただけるかどうか、その辺りいかがでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) これは、三月下旬に、基地所在の県知事さんで構成される渉外知事会の皆さん方と、大野長官と私と一緒にしまして、いろいろ皆さん方のお話を承る場をつくりまして、その折にも申し上げたところでございますが、日米間で一定のまとめでできたときに皆さん方と一緒にとお話をしますと。それは最終決定でもうこれ以降もうびた一文変わらないという性格のも

のではありませんとお話をして、できるだけ理解と合意を得つつ、更に議論をした上で最終決定に持っていきたいと、こんなお話もしておりますので。

しかし、お示しをする段階は、一応日米間のある種の合意がなければ、それはお示しをする、中間段階でまだ変わるかもしれないものを地元住民の方々にあるいは自治体にお話しするというのかえって混乱を増幅させるだろうと、こう思っておりますので、どこかの時点でまとまったときにお示しをする。それは言わば中間報告のようなものでありまして、その後、地元との調整もし、また日米間で話し合いました上で最終的な決定に持っていきたいと、こういうふうにご考えているわけでありませんと。

○大田昌秀君 防衛庁長官にお伺いします。

沖縄の、在沖米軍の六〇%、それから在沖米軍基地の七〇%が海兵隊の基地でございます。御承知のように、海兵隊というのは山林などで実弾射撃演習を絶えずやっておりますので、地元の住民の雇用の問題でほとんどメリットがないんですね。そういう状況の中で、海兵隊が沖縄に駐留するねらいというんですか、よく抑止力とおっしゃっているんですが、どういうふうに認識しておられるんですか。なぜ海兵隊がこれほど多く沖縄に駐留しなければならないという、軍事的な側面から、どのような認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 海兵隊実動部隊の問題でございます。

やはりこの問題は、今国際環境が変化しつつある。かつての考え方としても、やはり紛争、朝鮮半島に最も近い等の問題がありました。それから、今国際環境が変わりつつあるわけでございますけれども、その中で、やはり即応性、機動性、展開力というのは本当に大事な問題になってきておるわけでございます。マリン、海兵隊というのはそういう意味で即応性、機動力、展開力の大変優れた部隊でございますので、やはり一定の展開をして安全を確保しておく、これが大変重要な問

題でないかと。

そこで、なぜ沖縄なんだと、こういう問題やばりあると思えますけれども、東アジアの各地域に對しまして、やはりハワイ、グアムに比べれば距離的にも近いだろうと、こういう問題もありませう。そういうことで、緊急事態発生の場合にはやはり海兵隊が即応性を持って展開できる、こういうメリットがあるうかと、こういう分析があるわけでございます。そしてまた、周辺諸国、沖縄というのは周辺諸国とやはり等距離の間隔にもあるわけでございます。そういう意味におきまして、沖縄における海兵隊の地位は極めて意味を持っておりますし、我々もそういう理解でございます。

ただ、この問題につきまして、やはり現状に沿った考え方を取っていかなくちゃいけない、そういう意味で、兵力構成の見直し、そして負担の軽減、こういうことを協議を通じて我々は相手方に投げ掛けておる段階でございます。そういう意味で、相互に満足できるような結論が出るようにこれからの頑張っていくかなきゃいけない、このように思っているところでございます。

○大田昌秀君 元々、海兵隊は、在韓、韓国に駐留しておりますアメリカの陸軍を補完するために沖縄に置いてあるというふうに言われてきたわけですが、御案内のとおり、アメリカとしては韓国に駐留している米陸軍を大幅に削減するという方針を決めているわけですね。そうなりますと、海兵隊、沖縄に在る海兵隊の任務というのもおのずから変わってござらぬと思われませんか、その辺の御認識はどういうふうなものでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) この点は、今、大田先生御指摘のとおり、一万二千五百人の米軍が撤退、韓国から撤退すると、こういうことが決まったようでございます。そのことを踏まえて考えますと、ますます日本における兵力構成が大事なものではないか、こういう指摘も当然あります。しかし、一方において、軍事科学技術力的大幅

な向上によってやはりそれを補うものがあるのではないかと、こういう見方もあるわけでございます。その点も含めて、お互いの役割、任務、能力等を現在協議している最中でございます。

○大田昌秀君 防衛施設庁にお伺いいたします。

先日、普天間基地撤去沖縄県民大会を主催した民間団体の人たちが防衛庁を訪問して、普天間代替施設建設に伴う海底ボーリング調査の夜間作業をやめてほしいということを要請いたしました。その際、防衛庁では、北村政務官が夜間作業については好ましくないという趣旨の答弁をなさったようですが、その点について、今の段階で、辺野古の問題が白紙に戻るとか、いろいろ言われている状況の下で海底ボーリング調査を夜間までやるということはちよつと理解に苦しみますが、その調査をやめるといってお考えはございませうでしょうか。

○政府参考人(河野孝義君) お答えいたします。

当庁としましては、足場を設置した箇所のできる限り早期にボーリング機材による掘削作業に着手したいと考えていたところでございますけれども、設置した足場では、連日反対派により早朝から夕方までの間占拠され、安全にボーリング作業が実施できない状況が続いております。当方の作業員は、作業が開始できるよう足場を占拠する反対派の説得に鋭意努めておりますけれども、協力は得られておりません。

このような状況を踏まえ、安全にボーリング作業を実施するためにはどのような手だてを講ずることが必要なのかを検討しまして、去る四月二十六日、反対派により足場が占拠される前に必要な準備作業を行ったところでございます。

夜間にボーリング機材を用いての掘削作業は実施いたしませんけれども、夜間に準備作業を行うことにしましては作業計画上有問題があるとは認識しておりません。しかしながら、反対派が夜間においてもボーリング足場を占拠しているなどの現状を踏まえれば、安全かつ円滑に作業を行うこ

とは困難と認識しておりまして、現地においても夜間に準備作業を実施することは考えておりません。

当庁としては、ボーリング作業に反対している方々の理解を得るため今後とも引き続き説得を行い、地元の理解を得ながら安全かつ円滑に作業ができるよう努力をしてまいりたいと考えております。

○大田昌秀君 外務大臣にお伺いいたします。

小泉総理も外務大臣もしばしば沖繩の基地の負担を軽くするというをおっしゃっておりますが、どうもその方法といえますか中身といえますか、それがよく理解し難いわけなんです、こういう形で基地の削減というのを考えてでしょうか。

○國務大臣(町村信孝君) 抽象論で言っても多分委員は納得されないと思います。具体論で言うにはまだ日米間の協議が十分進んでおりませんが、今後まとまった段階でまたよくお話を申し上げたいと思います。

○大田昌秀君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(林方正君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(林方正君) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件の両件を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。町村外務大臣。

○國務大臣(町村信孝君) ただいま議題となりました国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止

し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この議定書は、平成十二年十一月にニューヨークで開催された国際連合総会において採択されたものであります。

この議定書は、人身取引を防止すること等を目的として、人身取引に係る一定の行為の犯罪化、人身取引の被害者の保護、人身取引の防止措置、国際協力等につき規定するものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、人身取引に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

次に、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この議定書は、平成十二年十一月にニューヨークで開催された国際連合総会において採択されたものであります。

この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上二件につき、何とぞ、御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(林方正君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、ILOパートタイム労働条約(第百七十五号)の批准に関する請願(第一一八三号)

第一一八三号 平成十七年五月十二日受理

ILOパートタイム労働条約(第百七十五号)の批准に関する請願

請願者 札幌市白石区栄通一八ノ四ノ一七ノ三〇 伊藤隆 外三千六百六十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、ILOパートタイム労働条約(第百七十五号)の批准に関する請願(第一二〇七号)

一、核兵器廃絶に関する請願(第一二二四号)

第二二〇七号 平成十七年五月十七日受理

ILOパートタイム労働条約(第百七十五号)の批准に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川七ノ二九ノ八 増田香 外二千二百二十五名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

第二二二四号 平成十七年五月十八日受理

核兵器廃絶に関する請願

請願者 千葉県八街市八街の一ノ四〇 藤代利信 外百二名

紹介議員 千葉 景子君

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

一、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

面を取り扱う普遍的な文書が存在しないという事実を考慮し、

そのような文書が存在しない場合には、人身取引の被害を受けやすい者が十分に保護されないことを憂慮し、

国際連合総会が、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な国際条約を作成すること並びに特に女性及び児童の取引を取り扱う国際文書の作成について討議することを目的とする政府間特別委員会(すべての国が参加することができもの)を設置することを決定した千九百九十八年十二月九日の国際連合総会決議第百一十一号(第五十三回会期)を想起し、

人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し、及び処罰するための国際文書により国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足することは、そのような犯罪を防止し、及びこれと戦うために有益であると確信して、次のとおり協定した。

I 一般規定

第一条 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係

- 1 この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。
- 2 同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。
- 3 第五条の規定に従って定められる犯罪は、同条約に従って定められる犯罪とみなす。

第二条 目的

- この議定書は、次のことを目的とする。
- (a) 女性及び児童に特別の考慮を払いつつ、人身取引を防止し、及びこれと戦うこと。
 - (b) 人身取引の被害者の人権を十分に尊重しつつ、これらの者を保護し、及び援助すること。
 - (c) (a)及び(b)に規定する目的を実現するため、締約国間の協力を促進すること。

第三条 用語

この議定書の適用上、

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することを含む。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であつても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

第四条 適用範囲

この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って定められる犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の被害者の保護について適用する。

第五条 犯罪化

- 1 締約国は、故意に行われた第三条に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
- 2 締約国は、更に、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
 - (a) 自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、1の規定に従って定められる犯罪の未遂
 - (b) 1の規定に従って定められる犯罪に加担す

行為

- (c) 1の規定に従って定められる犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為

II 人身取引の被害者の保護

第六条 人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供

- 1 締約国は、適当な場合には、自国の国内法において可能な範囲内で、人身取引の被害者の私生活及び身元関係事項を保護する。この保護には、特に、そのような取引に関連する法的手続を秘密のものとすることを含む。
- 2 締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者に対して次のものを提供する措置を自国の法律上又は行政上の制度に含めることを確保する。
 - (a) 関連する訴訟上及び行政上の手続に関する情報
 - (b) 防御の権利を害しない方法で被害者の意見及び懸念が犯人に対する刑事手続の適当な段階において表明され、及び考慮されることを可能にするための援助

- 3 締約国は、適当な場合には、非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力して、人身取引の被害者の身体的、心理的及び社会的な回復のために、特に、次のものの提供を含む措置をとることを考慮する。
 - (a) 適当な住居
 - (b) 人身取引の被害者が理解することのできる言語によるカウンセリング及び情報(特にその者の法的な権利に関するもの)
 - (c) 医学的、心理的及び物理的援助
 - (d) 雇用、教育及び訓練の機会
- 4 締約国は、この条の規定を適用するに当たり、人身取引の被害者の年齢、性別及び特別の必要性(適当な住居、教育及び保護を含む)、特に児童の特別の必要性を考慮する。
- 5 締約国は、人身取引の被害者が当該締約国の領域内にいる間、その身体の安全を確保するよう努める。

- 6 締約国は、人身取引の被害者に対し、その者が被った損害の賠償を受けることを可能とする措置を自国の国内法制に含めることを確保する。

第七条 受入国における人身取引の被害者の地位

- 1 締約国は、前条の規定に基づく措置をとることに加え、適当な場合には、人身取引の被害者が一時的又は恒久的に当該締約国の領域内に滞在することを認める立法その他の適当な措置をとることを考慮する。
- 2 締約国は、1に規定する措置を実施するに当たり、人道上の及び同情すべき要素に適当な考慮を払う。

第八条 人身取引の被害者の送還

- 1 締約国は、不当に遅滞することなく、人身取引の被害者であつて、自国民であるもの又は受入締約国の領域に入った時点で自国に永住する権利を有していたものの送還を、その者の安全に妥当な考慮を払いつつ、容易にし、及び受け入れる。
- 2 締約国が人身取引の被害者を他の締約国に送還する場合であつて、その者が当該他の締約国の国民であるとき、又はその者が受入締約国の領域に入った時点で当該他の締約国に永住する権利を有していたときは、その送還は、その者の安全及びその者が人身取引の被害者であるという事実に関連するあらゆる法的手続の状況に妥当な考慮を払いつつ行われるものとし、かつ、任意で行われることが望ましい。
- 3 受入締約国の要請がある場合には、要請を受けた締約国は、不当に遅滞することなく、人身取引の被害者が自国民であるか否か又は受入締約国の領域に入った時点で自国に永住する権利を有していたか否かを確認する。
- 4 締約国は、人身取引の被害者が自国民である場合又はその者が受入締約国の領域に入った時点で自国に永住する権利を有していた場合で

あつて、受入締約国の要請があるときは、その者が適正な文書を所持していなくてもその送還を容易にするため、その者が自国の領域に渡航し、及び再入国することができるようにするために必要な旅行証明書又はその他の許可書をその者に對し発給することに同意する。 5 この条の規定は、受入締約国の国内法により人身取引の被害者に与えられるいかなる権利も害するものではない。 6 この条の規定は、人身取引の被害者の送還を全面的又は部分的に定める適用可能な二国間又は多数国間のいかなる協定又は取極の適用も妨げるものではない。	とり、又は強化する。 第十条 情報交換及び訓練 1 締約国の法執行当局、出入国管理当局その他の関係当局は、適当な場合には、次の事項を判断することを可能とするため、自国の国内法に従つて情報を交換することにより相互に協力する。 (a) 他人の旅行証明書を所持し、又は旅行証明書を所持することなく国境を越え、又は越えようとする者が人身取引の加害者又は被害者であるか否か。 (b) ある者が人身取引の目的で国境を越えるために使用し、又は使用しようとした旅行証明書の種類 (c) 人身取引の目的で組織的な犯罪集団が用いた手段及び方法(被害者の獲得及び輸送、経路並びに人身取引を行う個人及び集団の相互の關係を含む)並びにこれらを探知するための可能な措置 2 締約国は、人身取引の防止に当たる法執行の職員、出入国管理の職員その他の関係職員を訓練し、又はその訓練を強化する。その訓練においては、人身取引の防止、人身取引を行う者の訴追及び被害者の権利の保護(人身取引を行う者からの保護を含む)に用いられる方法に焦点を合わせるべきである。また、その訓練においては、人権並びに児童及び性に関する機微な問題に配慮する必要性を考慮すべきであり、非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力することを奨励すべきである。 3 情報を受領した締約国は、その情報を提供した締約国がその情報の使用について課した制限に係るいかなる要請にも従う。 第十一条 国境措置 1 締約国は、人の移動の自由に関する国際的な約束の適用を妨げることなく、可能な範囲内で、人身取引を防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。	2 締約国は、商業運送業者によつて用いられる輸送手段が第五条の規定に従つて定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。 3 2の措置には、適当な場合には、適用可能な国際条約の適用を妨げることなく、商業運送業者(あらゆる運輸業者又は輸送手段の所有者若しくは運輸者を含む)がすべての乗客が受入国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認する義務を定めることを含む。 4 締約国は、自国の国内法に従い、3に規定する義務についての違反があつた場合の制裁を定めるために必要な措置をとる。 5 締約国は、自国の国内法に従い、この議定書に従つて定められる犯罪の実行に關係した者の入国を拒否し、又は査証を取り消すことを可能とする措置をとることを考慮する。 6 締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第二十七条の規定の適用を妨げることなく、特に、直接の連絡の経路を設け、及び維持することにより、国境管理機関の間の協力を強化することを考慮する。 第十二条 文書の安全及び管理 締約国は、利用可能な手段の範囲内で、次の目的のために必要な措置をとる。 (a) 自国が発給する旅行証明書又は身分証明書が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質又は不法に変造されず、模造されず若しくは発給されない品質であることを確保すること。 (b) 締約国により又は締約国に代わつて発給される旅行証明書又は身分証明書の完全性及び安全を確保し、並びにこれらの証明書の不法な作成、発給及び使用を防止すること。 第十三条 文書の正当性及び有効性 締約国は、他の締約国から要請があつた場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給され、又は発給されたとされる旅行証明書又は身分証明書であつて人身取引において使用されている疑いがあるものについて、その正当性及び有効性を確認する。	IV 最終規定 第十四条 保留条項 1 この議定書のいかなる規定も、国際法(国際人道法並びに国際人権法、特に適用可能な場合には、千九百五十一年の難民の地位に関する条約及び千九百六十七年の難民の地位に関する議定書並びにこれらに含まれるノン・ルフルマン原則を含む)の下における国家及び個人の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。 2 この議定書に規定する措置は、人身取引の被害者であることを理由にその者を差別的に取り扱うことがないように解釈され、かつ、適用される。これらの措置の解釈及び適用は、国際的に認められた無差別の原則に従う。 第十五条 紛争の解決 1 締約国は、この議定書の解釈又は適用に関する紛争を交渉によつて解決しよう努める。 2 この議定書の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて合理的な期間内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。 3 締約国は、この議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの議定書への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との關係において2の規定に拘束されない。 4 3の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつてもその留保を撤回することができる。
---	--	---	--

第十六条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、二千年十二月十二日から十五日まではイタリアのパレルモにおいて、その後、二千年十二月十二日までニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、また、地域的な経済統合のための機関の構成国のうち少なくとも一の国が1の規定に従ってこの議定書に署名していることを条件として、当該機関による署名のために開放しておく。

3 この議定書は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国のうち少なくとも一の国が批准書、受諾書又は承認書を寄託している場合には、当該機関の批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。当該機関は、当該批准書、受諾書又は承認書において、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

4 この議定書は、すべての国又は地域的な経済統合のための機関であつてその構成国のうち少なくとも一の国がこの議定書の締約国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その加入の際に、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

第十七条 効力発生

1 この議定書は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。ただし、この議定書は、

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の効力発生前に効力を生ずることはない。この1の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの議定書を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この議定書は、当該国又は地域的な経済統合のための機関によりこれらの文書が寄託された日の後三十日目の日又は1の規定によりこの議定書が効力を生ずる日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

第十八条 改正

1 この議定書の締約国は、この議定書の効力発生から五年を経過した後は、改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国及び締約国会議に対し、改正案をその審議及び決定のために送付する。締約国会議において会合する議定書の締約国は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、その採択のため、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票することの議定書の締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投票する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

3 1の規定に従って採択された改正は、締約国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

4 1の規定に従って採択された改正は、締約国が国際連合事務総長に当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日目で当該締約国について効力を生ずる。

5 改正は、効力を生じたときは、その改正に拘束されることについての同意を表明した締約国を拘束する。他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（批准し、受諾し、又は承認した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第十九条 廃棄

1 締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この議定書を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関は、当該機関のすべての構成国がこの議定書を廃棄した場合に、この議定書の締約国でなくなる。

第二十条 寄託者及び言語

1 国際連合事務総長は、この議定書の寄託者に指定される。

2 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるとの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書

前文

この議定書の締約国は、陸路、海路及び空路により移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦うための効果的な行動が、国内的、地域的及び国際的な協力、情報交換その他の適当な措置（社会経済上の措置を含む。）を含む包括的かつ国際的な取組を必要とすることを宣言し、

国際連合総会が、加盟国並びに国際連合及びその関連機関に対し、移住の根本的な原因、特に貧困に関連するものに対処するため国際的な移住及び開発の分野における国際協力を強化すること並びに関係者に対する国際的な移住の利益を最大にすることを要請し、並びに適当な場合には地域間、地域及び小地域の機構が移住及び開発の問題に引き続き対処することを奨励した千九百九十九年十二月二十二日の国際連合総会決議第二百二十二号（第五十四回会期）を想起し、

移民を人道的に取り扱い、及び移民に対しその権利の十分な保護を与えることが必要であると確信し、

他の国際的な場において作業が行われてきたにもかかわらず、移民を密入国させることその他の関連する問題のあらゆる側面を取り扱う普遍的な文書が存在しないという事実を考慮し、

移民を密入国させることに係る組織的な犯罪集団の活動その他この議定書に規定する関連する犯罪活動であつて関係国に大きな害をもたらしているものの著しい増加を懸念し、

また、移民を密入国させることがその移民の生命及び安全を危うくすることがあることを懸念し、

国際連合総会が、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な国際条約を作成すること並びに特に

移民の不法な取引及び輸送（海路によるものを含む。）を取り扱う国際文書の作成について討議することを目的とする政府間特別委員会すべての国が参加することができるとするものを設置することを決定した千九百九十八年十二月九日の国際連合総会決議第百一十一号（第五十三回会期）を想起し、陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する国際文書により国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足することは、そのような犯罪を防止し、及びこれと戦うために有益であると確信して、次のとおり協定した。

Ⅰ 一般規定

第一条 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係

1 この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。

2 同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。

3 第六条の規定に従って定められる犯罪は、同条約に従って定められる犯罪とみなす。

第二条 目的

この議定書の目的は、密入国の対象となった移民の権利を保護しつつ、移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦い、並びにこのために締約国間の協力を促進することにある。

第三条 用語

この議定書の適用上、

- (a) 「移民を密入国させること」とは、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため、締約国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させることをいう。
- (b) 「不法入国」とは、受入国への適法な入国のために必要な条件に適合することなく国境を越えることをいう。
- (c) 「不正な旅行証明書又は身分証明書」とは、

次のいずれかの旅行証明書又は身分証明書をいう。

- (i) 国のために旅行証明書又は身分証明書を作成し、又は発給する権限を適法に与えられた者又は機関以外の者により、偽造され、又は重要な事項において変造されたもの
- (ii) 虚偽の表示、腐敗行為、強迫その他不法な手段により、不正に発給され、又は取得されたもの
- (iii) 正当な所持者以外の者によって用いられているもの

- (d) 「船舶」とは、軍艦、軍の支援船又は政府が所有し、若しくは運航する他の船舶であつて政府の非商業的業務にのみ使用しているものを除くほか、水上輸送の用に供され、又は供することができるとするすべての型式の船舶類（無排水量船及び水上航空機を含む。）をいう。

第四条 適用範囲

この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、第六条の規定に従って定められる犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の対象となった者の権利の保護について適用する。

第五条 移民の刑事上の責任

移民は、次条に規定する行為の対象となった事実により、この議定書の下で刑事訴追されることはない。

第六条 犯罪化

1 締約国は、故意に行われた行為であつて金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得ることを目的とする次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) 移民を密入国させること。
- (b) 移民を密入国させることを可能にする目的で、

- (i) 不正な旅行証明書又は身分証明書を製造すること。

- (ii) 不正な旅行証明書又は身分証明書を入手し、提供し、又は所持すること。

(c) (b)に規定する手段その他の不法な手段により、自国民又は自国の永住者でない者が、適法に滞在するために必要な条件に適合することなく自国に滞在することを可能にするもの。

2 締約国は、更に、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) 自国の法制的な概念に従うことを条件として、1の規定に従って定められる犯罪の未遂
- (b) 1(a)、(b)(i)又は(c)の規定に従って定められる犯罪に加担する行為及び自国の法制的な概念に従うことを条件として1(b)(ii)の規定に従って定められる犯罪に加担する行為

- (c) 1の規定に従って定められる犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為

3 締約国は、1(a)、(b)(i)及び(c)の規定に従って定められる犯罪について、並びに2(b)及び(c)の規定に従って定められる犯罪については自国の法制的な概念に従うことを条件として、次のことを刑を加重する情状とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) 関係する移民の生命又は安全を脅かし、又は脅かすおそれがあること。
- (b) 関係する移民に対する非人道的な又は品位を傷つける取扱い（搾取のためのものを含む。）を伴うこと。

4 この議定書のいかなる規定も、締約国が自国の国内法により犯罪を構成する行為を行った者に対して措置をとることを妨げるものではない。

Ⅱ 海路により移民を密入国させること

第七条 協力

締約国は、海洋に関する国際法に従い、海路により移民を密入国させることを防止し、及び抑止するため、可能な最大限度の協力を行う。

第八条 海路により移民を密入国させることを防止する措置

1 締約国は、自国の旗を掲げている船舶若しくは自国において登録された主張している船舶、国籍のない船舶又は外国の旗を掲げている船舶若しくは旗を示すことを拒否した船舶であつて実際には自国の国籍を有するものが、海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合に、移民を密入国させるためにこれらの船舶が用いられることを抑止するに当たり、他の締約国の援助を要請することができる。要請を受けた締約国は、その能力の範囲内で可能な限り援助を行う。

2 締約国は、国際法に基づく航行の自由を行使する船舶であつて他の締約国の旗を掲げ、又は登録標識を表示するものが海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し、及び登録の確認を要請することができるものとし、これが確認されたときは、当該船舶について適当な措置をとることの許可を旗国に要請することができる。旗国は、その要請を行った国に対し、特に、次のことについて許可を与えることができる。

- (a) 当該船舶に乗船すること。
- (b) 当該船舶に搜索すること。
- (c) 当該船舶が海路により移民を密入国させることに関与していることの証拠が発見された場合には、旗国の許可により、当該船舶並びにその乗船者及び積荷について適当な措置をとること。

3 2の規定に基づく措置をとる締約国は、その措置の結果を速やかに関係旗国に通報する。

4 締約国は、自国において登録された主張する船舶又は自国の旗を掲げる船舶が自国において登録されているか否か又は自国の旗を掲げることが許されているか否かを確定するための他の締約国からの要請及び2の規定に従って与え

られる許可についての要請に対し、速やかに回答する。

5 旗国は、前条の規定に反することなく、2に規定する許可に自国と要請を行った国との間において合意される条件(責任に関する条件及びとられる効果的な措置の範囲に関する条件を含む。)を付することができる。締約国は、人の生命に対する急迫した危険を排除するために必要な措置又は関連する二国間若しくは多数国間の協定に基づく措置を除くほか、旗国の明示の許可なしに追加の措置をとってはならない。

6 締約国は、援助の要請、船舶の登録又は自国の旗を掲げる権利の確認の要請及び適当な措置をとることの許可の要請を受け、並びにこれらの要請に回答する一の当局又は必要な場合には二以上の当局を指定する。その指定については、その指定の後一箇月以内に事務総長を通じて他のすべての締約国に通報する。

7 締約国は、船舶が、海路により移民を密入国させており、かつ、国籍のない船舶又は国籍のない船舶とみなすことができる船舶と疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、当該船舶に乗船し、及びこれを搜索することができる。当該締約国は、疑いを裏付ける証拠が発見された場合には、関連する国内法及び国際法に従って適当な措置をとる。

第九条 保障措置に関する条項

1 締約国は、前条の規定に従い船舶に対する措置をとる場合には、次のことを行う。

(a) 乗船者の安全及び人道的な取扱いを確保すること。

(b) 船舶又はその積荷の安全を危うくすることのないよう妥当な考慮を払うこと。

(c) 旗国その他の関係国の商取引上又は法律上の利益を害することのないよう妥当な考慮を払うこと。

(d) 利用可能な手段の範囲内で、船舶に関してとられるいかなる措置も環境上適正なものであることを確保すること。

2 船舶は、前条の規定に基づいてとられた措置に根拠がないことが証明され、かつ、当該措置を正当とするいかなる行為も行っていないかつた場合には、被った損失又は損害に対する補償を受ける。

3 このIIの規定に基づき、措置がとられ、採用され、又は実施される場合には、次の事項を妨げること又はこれらに影響を及ぼすことのないよう妥当な考慮を払う。

(a) 海洋に関する国際法に基づく沿岸国の権利及び義務並びに裁判権の行使

(b) 船舶に関する行政上、技術上及び社会上の事項について旗国が裁判権を行使し、及び規制を行う権限

4 このIIの規定に基づいて海上においてとられる措置は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されており、かつ、識別されることができる船舶又は航空機であつてそのための権限を与えられているものによつてのみとることができ。

III 防止、協力その他の措置

第十条 情報

1 締約国、特に、共通の国境を有し、又は移民を密入国させる経路上に位置する締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第二十七条及び第二十八条の規定の適用を妨げることなく、この議定書の目的を達成するため、自国の法律上及び行政上の制度に従い、次の事項に関する情報を締約国間で交換する。

(a) 第六条に規定する行為を行う組織的な犯罪集団によつて利用されていると知られ、又は疑われている乗込地及び目的地並びに経路、運送人及び輸送手段

(b) 第六条に規定する行為を行っていると知られ、又は疑われている組織又は組織的な犯罪集団の特定及び方法

(c) 締約国が発給する旅行証明書の真正及び適正な様式並びに未記入の旅行証明書又は身分証明書の盗難又はこれに関連する悪用

(d) 人を隠匿し、及び輸送するための手段及び方法、第六条に規定する行為において使用される旅行証明書又は身分証明書の不法な変造、複製、取得又は他の悪用並びにこれらを探知する方法

(e) 第六条に規定する行為を防止し、及びこれと戦うための立法上の経験並びに慣行及び措置

(f) 法の執行に有用な科学的及び技術的情報であつて第六条に規定する行為を防止し、探知し、及び捜査し、並びに関係者を訴追するための相互の能力を向上させるもの

2 情報を受領した締約国は、その情報を提供した締約国がその使用について課した制限に係るいかなる要請にも従う。

第十一条 国境措置

1 締約国は、人の移動の自由に関する国際的な約束の適用を妨げることなく、可能な範囲内で、移民を密入国させることを防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。

2 締約国は、商業運送業者によつて用いられる輸送手段が第六條1(a)の規定に従つて定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。

3 2の措置には、適当な場合には、適用可能な国際条約の適用を妨げることなく、商業運送業者(あらゆる運輸業者又は輸送手段の所有者若しくは運航者を含む。)がすべての乗客が受入国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認する義務を定めることを含む。

4 締約国は、自国の国内法に従い、3に規定する義務についての違反があつた場合の制裁を定めるために必要な措置をとる。

5 締約国は、自国の国内法に従い、この議定書に従つて定められる犯罪の実行に係る者の入国を拒否し、又は査証を取り消すことを可能とする措置をとることを考慮する。

6 締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する

国際連合条約第二十七条の規定の適用を妨げることなく、特に、直接の連絡の経路を設け、及び維持することにより、国境管理機関の間の協力を強化することを考慮する。

第十二条 文書の安全及び管理

締約国は、利用可能な手段の範囲内で、次の目的のために必要な措置をとる。

(a) 自国が発給する旅行証明書又は身分証明書が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質又は不法に変造されず、模造されず若しくは発給されない品質であることを確保すること。

(b) 締約国により又は締約国に代わつて発給される旅行証明書又は身分証明書の完全性及び安全を確保し、並びにこれらの証明書の不法な作成、発給及び使用を防止すること。

第十三条 文書の正当性及び有効性

締約国は、他の締約国から要請があつた場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給され、又は発給されたことされる旅行証明書又は身分証明書であつて第六条に規定する行為を行う目的で使用されている疑いがあるものについて、その正当性及び有効性を確認する。

第十四条 訓練及び技術協力

1 締約国は、第六条に規定する行為の防止及びその行為の対象となつた移民の人道的な取扱いに関し、この議定書に規定する移民の権利を尊重しつつ、出入国管理の職員その他の関係職員を専門的に訓練し、又はその訓練を強化する。

2 締約国は、第六条に規定する行為を防止し、これと戦い、及びこれを根絶し、並びにその行為の対象となつた移民の権利を保護するためその職員に対して適切な訓練がその領域内で行われることを確保するよう、適当な場合には、相互に、又は権限のある国際機関、非政府機関その他の関連機関若しくは市民社会の他の集団と協力する。当該職員の訓練には、次のことを含む。

- (a) 旅行証明書の安全及び品質を向上させること。
- (b) 不正な旅行証明書又は身分証明書を識別し、及び探知すること。
- (c) 犯罪に関する情報、特に、第六条に規定する行為を行っていることが知られ、又は疑われている組織的な犯罪集団の特定、密入国の対象となった移民の輸送に用いられた方法、第六条に規定する行為を行うための旅行証明書又は身分証明書の悪用及び移民を密入国させることに用いられた隠匿の手段に関する情報を収集すること。
- (d) 通常利用される出入国地点及び通常利用されない出入国地点において密入国の対象となった者を探知するための手段を改善すること。

- (e) この議定書に従ひ移民を人道的に取り扱い、及びその権利を保護すること。
- 関連の専門知識を有する締約国は、第六条に規定する行為の対象となつた者が所在し、又は通過することが頻繁である国に対し、技術援助を提供することを考慮する。締約国は、第六条に規定する行為と戦うため、必要な物資(車両、コンピュータ・システム、文書読取装置等)を提供するためにあらゆる努力を払う。

- 第十五条　その他の防止措置
- 締約国は、第六条に規定する行為が、利益を得るために組織的な犯罪集団により頻繁に行われる犯罪活動であるという事実及び関係する移民に重大な危険をもたらすという事実について公衆の意識を向上させるため、広報事業計画を定め、又は強化することを確保するための措置をとる。

- 締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第三十一条の規定に従い、移民となる可能性のある者が組織的な犯罪集団の被害者となることを防止するため広報の分野において協力する。

第二十一条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、二十年十二月十二日から十五日まではイタリアのパレルモにおいて、その後は、二十年十二月十二日までニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、また、地域的な経済統合のための機関の構成国のうち少なくとも一の国が1の規定に従ってこの議定書に署名していることを条件として、当該機関による署名のために開放しておく。

3 この議定書は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国のうち少なくとも一の国が批准書、受諾書又は承認書を寄託している場合には、当該機関の批准書、受諾書又は承認書を寄託することができ、当該機関は、当該批准書、受諾書又は承認書において、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

4 この議定書は、すべての国又は地域的な経済統合のための機関であつてその構成国のうち少なくとも一の国がこの議定書の締約国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その加入の際に、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

第二十二条 効力発生

1 この議定書は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。ただし、この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約

の効力発生前に効力を生ずることはない。この1の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの議定書を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この議定書は、当該国又は地域的な経済統合のための機関によりこれらの文書が寄託された日の後三十日目の日又は1の規定によりこの議定書が効力を生ずる日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

第二十三条 改正

1 この議定書の締約国は、この議定書の効力発生から五年を経過した後は、改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国及び締約国会議に対し、改正案をその審議及び決定のために送付する。締約国会議において会合する議定書の締約国は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、その採択のため、最後の解決手段として、締約国会議の全会出席し、かつ、投票することの議定書の締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投票する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

3 1の規定に従つて採択された改正は、締約国によつて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

4 1の規定に従つて採択された改正は、締約国

が国際連合事務総長に当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日で当該締約国について効力を生ずる。

5 改正は、効力を生じたときは、その改正に拘束されることについての同意を表明した締約国を拘束する。他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（批准し、受諾し、又は承認した従前の改正を含む）により引き続き拘束される。

第二十四条 廃棄

1 締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この議定書を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関は、当該機関のすべての構成国がこの議定書を廃棄した場合には、この議定書の締約国でなくなる。

第二十五条 寄託者及び言語

1 国際連合事務総長は、この議定書の寄託者に指定される。

2 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。この議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。